

死亡後の主な手続き

※住所が瀬戸内市以外の方は、住民登録のある市町村へお問い合わせください。
 ※手続き窓口は、瀬戸内市役所総合窓口、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所です。
 ※手続きが当日に完了しない場合もあります。
 ※下記の手続きに共通して、来庁者の本人確認書類と印鑑が必要です。

住民登録			
対象 (亡くなった方が)	内容	手続きに必要なもの	担当課・係 (市外局番0869)
世帯主	世帯主が死亡された場合、 新しい世帯主を設定します。 (世帯員が1人になる場合は不要)	委任状(届出人が代理の場合)	市民課 22-1115
印鑑登録の登録者	印鑑登録証の返還	印鑑登録証	
・マイナンバーカード ・通知カード の所有者	カードの返還(任意)	マイナンバーカード 通知カード	
住民基本台帳カード の所有者	カードの返還(任意)	住民基本台帳カード	

保険・介護			
対象 (亡くなった方が)	内容	手続きに必要なもの	担当課・係 (市外局番0869)
後期高齢者医療保険 の加入者	資格確認書等の返還	資格確認書など	国保年金 医療給付課 医療費給付係 22-3958
	葬祭費の請求 高額療養費の申請	通帳(申請者のもの) ※世帯員以外が高額療養費を申請する 場合、続柄等が分かる戸籍謄本 または抄本(写し可)	
国民健康保険の加入者・ 国保加入者がいる世帯 の世帯主	資格確認書等の返還	国民健康保険資格確認書 限度額適用認定証など ※国保加入者がいる世帯の世帯主が 死亡した場合は、加入者全員の資 格確認書、限度額適用認定証など	国保年金 医療給付課 国保年金係 22-1790
	葬祭費の請求	通帳(申請者のもの)	
社会保険・共済保険 の加入者	加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。 ※亡くなられた方の保険の扶養から外れて瀬戸内市国保に加入する場合は、勤務先等が発行 する資格喪失証明書を持って、国保加入の手続きにおいでください。届出人が代理人の場 合、委任状も必要になります。		
介護保険の加入者	被保険者証等の返還	介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 負担割合証など	いきいき長寿課 資格給付係 24-8866
	資格喪失・相続人代表届	通帳(相続人代表者のもの)	
家族介護用品利用券 の利用者 (要介護4・5)	利用券の返還	家族介護用品利用券	いきいき長寿課 高齢者支援係 24-8869
高齢福祉タクシー 利用券の利用者	利用券の返還	高齢福祉タクシー利用券	

年金			
対象 (亡くなった方が)	内容	手続きに必要なもの	担当課・係 (市外局番0869)
国民年金の 加入者・受給者	未支給年金・遺族年金などの請求 (遺族年金の請求先は年金事務所です。市の窓口では、必要書類の案内をします。)	窓口でご案内します。	国保年金 医療給付課 国保年金係 22-1790
厚生年金の受給者			
共済年金の 加入者・受給者	各共済組合にお問い合わせください。		
企業年金の 加入者・受給者	各企業年金基金にお問い合わせください。		
恩給の受給者	総務省恩給相談窓口(☎03-5273-1400)にお問い合わせください。		
農業者年金の 加入者・受給者	最寄りの農協にお問い合わせください。		

障害福祉				
対象 (亡くなった方が)	内容	手続きに必要なもの	担当課・係 (市外局番0869)	
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳の所有者 	障害者手帳の返還	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	福祉課 障害福祉係 24-8847	
自立支援医療受給者証 (更生/育成/精神通院) の所有者	受給者証の返還	自立支援医療受給者証 (更生・育成・精神通院)		
障害福祉サービスの受給者	受給者証の返還	福祉サービス受給者証		
特別児童 扶養手当	受給者	未支払手当の請求 (引き続き他の保護者が受給者となる場合は新規申請)		請求者によって必要なものが異なります。福祉課へご相談ください。
	対象児童	資格喪失届		
<ul style="list-style-type: none"> 特別障害者手当 障害児福祉手当の受給者 	未支払手当の請求	死亡診断書(写) 通帳(申請者のもの)		
障害児福祉年金の受給者	受給権消滅届	障害児福祉年金証書		
福祉タクシー利用券の利用者	利用券の返還	福祉タクシー利用券		
家族介護用品利用券 (障害者)の利用者	利用券の返還	家族介護用品利用券		
心身障害者扶養共済の加入者	給付請求	請求者によって必要なものが異なります。福祉課へご相談ください。		
ほっとパーキング おかやまの所有者	駐車場利用証の返還	「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証		

医療費助成			
対象 (亡くなった方が)	内容	手続きに必要なもの	担当課・係 (市外局番0869)
障害者医療費の助成を受けている方	受給資格証の返還	障害者医療費受給資格証	国保年金 医療給付課 医療費給付係 22-3958
こども医療費の助成を受けている方	受給資格証の返還	こども医療費受給資格者証	
ひとり親家庭等医療費の助成を受けている方	受給資格証の返還	ひとり親家庭等医療費受給資格証	
18歳未満(※)の子を扶養している父母 ※高等学校等に在学中の場合、20歳未満	ひとり親家庭等医療費の新規申請 (要件に該当する場合) ※世帯状況により必要書類が異なります。	窓口でご案内します。	

子ども			
対象 (亡くなった方が)	内容	手続きに必要なもの	担当課・係 (市外局番0869)
小・中学校 在学中の 児童の父母	遺児 激励金 小・中学生の児童の父や母が亡くなった場合、入学、卒業等の際に激励金を支給します。 小中学校入学／中学校卒業 30,000円 義務教育在学中の児童の父や母が亡くなった場合 30,000円 進級時(交通事故により父母が亡くなった場合のみ) 10,000円	「遺児激励金支給申請書」 ※児童の在学する学校長の証明が必要です。 ※様式及び記入例は、こども家庭課にあります。 ■ 対象の方は、申請書の提出をお願いします。	こども家庭課 子育て支援係 24-8006
児童手当の 受給者	児童 手当 (公務員を除く) 中学校卒業までの児童の父または母に手当を支給します。 受給者の方が亡くなった日から15日以内に手続きが必要です。 (遅れた場合、手当は遡って支給されません。)	「未支払請求書」 ・中学生までの児童のうち最年長の児童名義の口座が分かるもの ・児童の親権者または養育者の写真付き身分証明書(運転免許証など) 「新規認定請求書」 ・児童の養育者の口座が分かるもの ・児童の養育者のマイナンバーが分かるもの ・児童の養育者の健康保険証(写) ・児童の養育者の写真付き身分証明書(運転免許証など) ※上記以外の書類が必要となる場合があります	
18歳の年度末 までの児童	児童 扶養 手当 お子さんが亡くなられた場合、手当が減額となる場合があります。	手続不要 (市から通知を送付します。)	
18歳の年度末 までの児童の 父又は母	児童 扶養 手当 18歳の年度末までの児童を養育するひとり親または養育者のうち、要件に該当する方に手当を支給します。 ※各種年金が優先となりますので、支給対象とならない場合があります。	該当する場合のみ手続きが必要です。まずはこども家庭課へご相談ください。 (電話または来庁) ※手続窓口はこども家庭課(本庁舎西棟1階)のみとなります。	
■ひとり親の方の各種相談や支援については、こども家庭課にご相談ください。			

その他			
対象 (亡くなった方が)	内容	手続きに必要なもの	担当課・係 (市外局番0869)
上水道・下水道の 使用者	使用者の変更・閉栓等の手続き	窓口・電話でご案内します。	上水道業務課 22-1325
犬の飼い主	飼い主の変更	特になし	生活環境課 22-1899
市税については『死亡届に伴う税関係手続きについて』をご参照ください。			